

## 3 - 7 青色申告者

(単位 人)

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
100万円以下	10,240	97	3,182	13,519
150 "	16,823	325	7,936	25,084
200 "	19,588	559	10,817	30,964
250 "	19,479	641	12,713	32,833
300 "	17,010	628	13,161	30,799
400 "	24,500	1,118	23,565	49,183
500 "	15,096	824	20,044	35,964
600 "	8,998	444	16,489	25,931
700 "	5,484	264	13,650	19,398
800 "	3,527	211	11,573	15,311
1,000 "	4,046	173	17,458	21,677
1,200 "	2,287	83	10,809	13,179
1,500 "	2,500	37	10,306	12,843
2,000 "	2,971	18	9,328	12,317
3,000 "	2,820	2	7,377	10,199
5,000 "	1,997	-	4,382	6,379
5,000万円超	975	-	2,312	3,287
計	158,341	5,424	195,102	358,867
14年分	162,276	4,881	193,714	360,871
13 "	176,004	4,213	194,647	374,864
12 "	188,881	4,929	192,651	386,461
11 "	192,892	4,788	189,906	387,586

調査対象等：平成15年分の申告所得税の納税者のうち、青色申告者について、平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、その分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいた正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。